

6.1.6 その他

(1) 電波障害

ア 電波受信の状況（電波の到来方向及び電波障害の状況）

事業予定地周辺において受信されているテレビ電波は、地上波が VHF4 局、UHF2 局、地上デジタル放送が 6 局あり、仙台局（送信は大年寺山及び八木山）から送信されている。

仙台市では、仙台市中高層建築物等の建築に係る予防と調整に関する条例により、仙台市中高層建築物紛争調停委員会が、テレビ電波受信障害に係る調停を行っている。

仙台市建築指導課指導係に問い合わせたところ、電波障害に係る苦情の受付や統計は行っていないとのことであった。

イ 電波障害防止上の留意点

事業予定地は、中高層建築物の建築の計画がないので、電波障害に対して留意する点は特にない。

(2) 日照障害

ア 日照障害の状況

仙台市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に係る条例では、対象建築物（集合住宅、中高層建築物）の高さの 2 倍の水平距離の範囲を近隣関係住民の対象としている。県道仙台塩竈線に沿って指定されている準工業地域には、これら中高層建築物が立地している。

建築基準法及び宮城県建築基準条例に基づく仙台市における日影規制は、表 6.1.6-1 に示すとおりである。

仙台市では仙台市中高層建築物等の建築に係る予防と調整に関する条例により、仙台市中高層建築物紛争調停委員会が日照に係る調停を行っている。

仙台市建築指導課指導係に問い合わせたところ、日照障害に係る苦情の受付や統計は行っていないとのことであった。

表 6.1.6-1 仙台市の日影規制

対象地域	建築基準法 別表第 4 (に) 欄の項	参考			
		制限を受ける 建築物	平均地盤面 からの高さ	日影時間	
				10m 以内	10m 超
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	(一)	軒の高さが 7m を超える 又は 3 階以上	1.5m	3 時間	2 時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	(二)	10m 超える	4m	4 時間	2.5 時間
第一種住居地域	(二)	10m 超える	4m	5 時間	3 時間
第二種住居地域					
準住居地域					
近隣商業地域					
準工業地域					

出典：仙台市都市計画総括図

※建築基準法別表第 4 「日影による中高層の建築物の制限」

※宮城県建築基準条例第 14 条（日影による中高層の建築物の制限）

イ 日照阻害防止上の留意点

建築基準法及び宮城県建築基準条例に基づく仙台市における日影規制を遵守する。
また、中高層建築物の建築の計画はないことから、日照阻害に対して留意する点は特にない。

(3) 風害

ア 風害の状況

強風による環境障害は決して高層建築物の周辺に限られるものではなく、建物相互の位置関係によっては10階程度の建物の周辺でも発生することも明らかになっている。

事業予定地周辺で、10階程度の建物は県道仙台塩竈線に沿って指定されている準工業地域等に立地している。

風害については、仙台市建築指導課指導係に問い合わせたところ、苦情の受付や統計は行っていないとのことであった。

イ 風害防止上の留意点

建築基準法及び宮城県建築基準条例に基づく仙台市における日影規制を遵守する。
また、中高層建築物の建築の予定はないことから、風害に対して留意する点は特にない。

(4) その他地域の自然的な特性を示すものとしての重要な項目の状況

自然的な特性を示すものとしては特に追加する項目はない。